

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第2号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に係る処分

(1) 審査請求人は、下記のとおり、市県民税を滞納していたところ、処分庁は、平成29年11月24日付伊財歳徴S第9208号で滞納額25万400円について、審査請求人の平成30年1月以降支払い分の給料等及び賞与等から国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権を差し押さえた（以下「本件差押処分」という。）。

(単位：円)

年度	期別	未納額	督促手数料	延滞金	合計	納期限
20	1	4,800	80	4,600	9,480	H20.6.30
20	3	13,200	80	14,300	27,580	H20.10.31
20	4	13,000	80	13,800	26,880	H21.2.2
21	4	71,000	80	65,200	136,280	H22.2.1
22	1	9,400	80	7,700	17,180	H22.6.30
22	2	6,000	80	5,000	11,080	H22.8.31
22	3	6,000	80	4,800	10,880	H22.11.1
22	4	6,000	80	4,600	10,680	H23.1.31
合計		129,400	640	120,000	250,040	

(2) 処分庁は、平成29年12月15日付伊財歳徴S第10432号で、国税徴収法第76条第1項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額（以下「生活維持費」という。）と12万円とを比して「生活維持費」が12万円に満たないときは、12万円から「生活維持費」を減して得た金額について、本件差押処分を解除した（以下「本件差押解除処分」という。）。

2 審査請求

審査請求人は、本件差押処分を不服として、処分庁に対して審査請求を行った。また、本件差押解除処分を踏まえて、平成30年1月6日付けで平成29年12月12日付け審査請求書を補正した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書記載の主張について

審査請求人の通勤費込みの手取り金額は12万円程であり、通勤費2万円、家賃6万2

000円を支払うと手元に4万円前後しか残らない。ここから、光熱費、通信費、食費、薬代の出費をしなければならず、差押処分後に手元に残る金額では、憲法第25条で保障される健康で文化的な最低限度の生活を送ることはできない。このことは、東京都における60歳代の最低生活費の生活扶助が、家賃を除き8万円弱であることを考えると明白である。

したがって、本件差押処分を取り消すべきである。

(2) 補正書記載の主張について

国税徴収法、地方税法、民事執行法等による強制執行も憲法第25条に抵触しない範囲でのみ許されると解釈しなければならない。処分庁が、債務者に対して、健康で文化的な最低限度の生活水準を奪うような差押えは認めておらず、一定の生活必需品や最低限の生活費については、強制執行（差押え）の対象にしてはならない。

本件差押処分については、一部解除されたが、「生活費は保証するが、家賃は滞納しろ」という内容に他ならず、最低限度の生活すら過ごすことができないと訴える審査請求人の主張の趣旨を理解しているものとはいえない。住宅扶助及び通勤費に関して、差押えが禁止されていると法解釈される場所、継続的に給与から12万円を超えた金額を差し押さえるとする今回の決定は、最低限度の生活の保障をなすものとはいえず、生存権を侵害するものである。

したがって、本件差押処分が、一部解除されたことを考慮しても、なお、本件差押処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 審査請求人が、市県民税を納期限までに支払わなかったため、処分庁は、地方税法第329条第1項の規定に基づき、期限を付し、督促状を発送した。これらの督促状は返戻されていないので、審査請求人に送達されている。

したがって、本件差押処分は、地方税法第331条第1項第1号の規定に基づき適法になされている。

(2) 滞納処分は、地方税法第331条第6項の規定により、国税徴収法の例によるとされ、国税徴収法第63条の規定で、差し押さえる債権の範囲は、原則、その債権の全額を差し押さなければならないとされる。一方で、給与債権を差し押さえる場合は、同法第76条第1項各号において、最低生活費や所得税、社会保険料、住民税等の一定範囲について、差押禁止額が定められている。この規定は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという憲法第25条第1項の趣旨を踏まえたものである。

国税徴収法第76条第1項第4号による金額は、生活保護法第12条に規定する生活扶助の基準を勘案して政令で定めるとされ、国税徴収法施行令第34条で、一律に「1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者一人につき4万5千円を加算した金額）」と定められており、本件差押処分では、国税徴収法第76条第1項第4号の規定による10万円を含めて、同法第76条第1項各号の差押禁止額は、もともとすべて除かれている。

(3) 審査請求人の財産を調査した結果、財産は、年金債権、給与債権、預金債権の3種類であった。年金債権は年額16万円と小額であり、単独での差押えが不可能であった。預金

債権は、給与の入金口座として利用されており、預金債権を差し押さえると、審査請求人の生活が困難となる恐れがあった。

給与債権については、国税徴収法第76条第1項の規定により、最低生活費等を保障した上での差押えとなるため、審査請求人の生活を考慮した上で、給与債権の差押えを選択した。

- (4) 審査請求人は、月額12万円程度の給与と月額1万3000円程度の年金の合計、月額13万3000円程度の収入を得ている。

本件差押解除処分により、12万円を超える部分についてのみ、差押えの効力が発生しているため、審査請求人は、本件差押解除処分により一部解除された本件差押処分によっても、月額12万円程度の給与と月額1万3000円程度の年金の合計、月額13万3000円程度の収入が手元に残り、審査請求人の収入は、本件差押処分前の生活費の額と大きく変わらないから、最低限度の生活すらままならないという状況はない。

東京都における60歳代の最低生活費として生活保護法の規定による生活扶助の額7万9790円に、東京都の住宅扶助基準額の5万3700円を合わせた場合の合計額は13万3490円となることから、本件差押解除処分後に、審査請求人の手元に残る生活費13万3000円と変わりなく、この点でも最低限度の生活が保障されていないとはいえない。

そもそも、国税徴収法第76条第1項の規定により、最低生活費については保障されており、この点を踏まえた本件差押処分が、審査請求人の生活を困窮させるものとはいえない。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人の主張の要旨からすると、処分庁の行った手続き自体に争いがあるわけではない。

そして、市町村民税に係る滞納処分については、地方税法第331条第1項の規定（個人の道府県民税の滞納処分については同法第334条の規定）によるところ、処分庁は、それぞれ督促状を発送している。本件差押処分は督促状を發したうえで行われたものであり、本件差押処分の手続きに欠けるところはない。また、同法第331条第6項は、市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分について、国税徴収法の例によると規定しているところ、本件差押処分は、「給与等から、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額」、「賞与等から、国税徴収法第76条第3項に掲げる金額」を控除した額についてのみ行われているので、この点でも、手続きに欠けるところはない。

- (2) 本件差押処分及び本件差押解除処分は生存権の保障に反するか。

ア 地方税法が準用する国税徴収法で、差押禁止財産について定めている。同法が、差押禁止財産について定める趣旨は、滞納者の最低限度の生活保障、生業維持の要請はもとより、法律に従い納付を行っている納税者との間で不公平感が生じないように、債権者（課税者）の権利実現のための要請をも考慮に入れて、両者の調和を図ろうとするもの

である。

モラルハザードを引き起こすことなく、滞納者の最低限度の生活を保障しようとする観点から規定され、定着したものとして運用されていることからすれば、基本的には、同法に従っている以上、滞納者の最低限度の生活保障はなされていると解される。

イ また、審査請求人は、所得は通勤費込みの手取り金額が12万円程と主張するところ、本件差押解除処分によって12万円を超えない部分は、差押えされないから、本件差押処分がなされる以前以上の不便を強いられるわけではない点からしても、最低限度の生活保障がなされていないわけではない。

ウ さらに、審査請求人は、通勤費についても滞納処分の効力が及んでいることについて、疑問を呈しているが、国税徴収法第76条第1項の「これらの性質を有する給与」には、役員報酬、超過勤務手当、扶養家族手当、宿日直手当のほか、通勤手当も含まれるという運用がなされており（国税徴収基本通達参照）、通勤手当の差押が禁止されているわけでないから、通勤費について滞納処分の効力が及んでいることを疑問視する審査請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

審査請求人は、東京都基準による生活扶助、住宅扶助との比較も踏まえて、最低限度の生活が保障されていないとも主張するが、東京都の住宅扶助基準額（1級地、単身世帯）5万3700円よりも高額の家賃の住居に自らの選択により居住している審査請求人に、東京都基準による生活扶助、住宅扶助相当額の保障を必ずしもしなければならないわけではない。

そもそも、本件差押処分は、12万円を超える部分についてのみ効力を有すること、及び年額16万円ある年金収入については自由に使用できることを考え合わせると、東京都基準による生活扶助、住宅扶助相当額の保障はなされていると考えられ、この点でも審査請求人の主張には理由がない。

(3) したがって、処分庁の対応は、審査請求人の最低限度の生活保障を脅かすようなものではなく、本件差押処分、及び本件差押解除処分を違法なものとすることはできない。

第5 審査庁の意見

原処分の維持が適切と考えるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成30年5月11日	諮問
平成30年5月21日	調査審議
平成30年6月11日	調査審議
平成30年6月29日	調査審議

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を検討した結果、以下のように判断する。

- 1 審査請求人は、本件差押処分により給与を差し押えられ、実際の手取り額では、生活が著しく困窮することを理由として、本件差押処分及び本件差押解除処分の取消しを求めている

が、以下の理由により、本件差押処分及び本件差押解除処分は違法ではないと判断する。

- (1) 本件差押処分は、審査請求人が市県民税を納期限までに納付しなかったことから、処分庁は地方税法第329条第1項の規定による督促状を発した後、同法第331条に基づき滞納処分を行っており、国税徴収法、地方税法の規定に基づき行われている。
- (2) 本件差押解除は、国税徴収法第79条第1項に解除をしなければならない場合、同条第2項に解除できる場合がそれぞれ規定されているところ、そのいずれにも該当せず、処分庁の裁量権の行使としてなされたものである。市民の生活を窮迫させるような滞納処分は認められず、国税徴収法第153条や地方税法第15条の7においては、滞納処分をすることによって「その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」はその執行を停止することができる旨規定されている。このことから、法は、滞納者の生活維持や最低生活費が実質的に保障されているかどうかを考慮する必要があるとしているのであって、滞納者の最低生活費の保障に配慮した結果、裁量により差押解除を行うことは許容される。
- (3) しかし、処分庁の裁量による本件差押解除処分が、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、または、考慮すべき事由を考慮せず、もしくは考慮すべきでない事由を考慮したなど、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く場合は、裁量権の範囲を逸脱しまたは裁量権を濫用してなされたものとして違法であるといえる。
- (4) 本件差押処分においては、国税徴収法第76条第1項各号に規定する差押禁止財産を控除した金額の差押えがなされているが、その後、審査請求人から月2万円程度の通勤費を要しているとの事情が述べられたことから、審査請求人の生活維持や最低生活費の保障を考慮して、本件差押解除処分はなされている。その結果、審査請求人が受給している年金の年額約16万円と差押え後に審査請求人の手元に残る金額とを合わせると、月額13万3000円が実質的に保障されており、審査請求人が現在居住する東京都の生活扶助の額と住宅扶助基準額を合算した額にほぼ相当する。
- (5) したがって、本件差押処分及び本件差押解除処分は、最低生活費の保障という考慮すべき事項が考慮されており、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く処分であるとはいえない。
よって、本件差押処分及び本件解除処分には、許容された裁量権の範囲からの逸脱や裁量権の濫用はなく、違法な点は認められない。

2 結論

以上より、本件審査請求は理由がないと認められるので、第1記載のとおり判断する。

伊丹市行政不服審査会

会長 阿部 昌樹

委員 石橋 伸子

委員 角松 生史